合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ケンと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月二十七日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目九番二七号
プライムスクエア広瀬通二F
株式会社テン
代表取締役　田中　寛

合併につき株券等提出公告

当社は、ＳＭＢＣデリバリーサービス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月二十七日

東京都港区芝浦四丁目二番二五号
ディーエムセンター株式会社
代表取締役　佐々木基博

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である濵野訓が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月二十七日

東京都千代田区永田町二丁目一七番一七号
Ｅｆｆｅｘ　Ｃａｐｉｔａｌ，ＬＬＣ
日本における代表者　濵野　訓

限定承認公告

本籍茨城県水戸市鯉淵町二六九二番地、最後の住所茨城県水戸市鯉淵町二五八三番地
被相続人　亡　河合　恒

右被相続人は平成二十七年四月十日死亡し、その相続人は平成二十七年八月二十日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十七日

茨城県水戸市鯉淵町二六九二番地の二
相続財産管理人　河合久仁子

限定承認公告

本籍千葉県千葉市若葉区小倉台四丁目一番、最後の住所千葉県千葉市若葉区小倉台四丁目一番一棟二〇一号　被相続人　亡　中島　智江

右被相続人は平成二十七年五月二十九日死亡し、その相続人は平成二十七年八月十七日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十七日

千葉県八千代市大和田新田五六四番一号一〇七号室　相続財産管理人　内山　寛美

限定承認公告

本籍大阪府茨木市北春日丘一丁目二五番、最後の住所大阪府吹田市山手町三丁目一七番Ｂ－二〇六号　被相続人　亡　森　正弘

右被相続人は平成二十七年四月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年八月十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十七日

大阪府茨木市天王一丁目五番四四号
相続財産管理人　森　隆弘

新規信託分割の公告

アクサグループライフ生命保険株式会社及びシティトラスト信託銀行株式会社（平成十七年七月八日受託者更迭により、シティトラスト信託銀行株式会社から住友信託銀行株式会社（現商号三井住友信託銀行株式会社）が受託者の地位の移転を受けております）間の平成十四年五月二十二日付不動産管理処分信託契約信託証書第九〇九七号に基づき設定された信託を、平成二十七年九月三十日付で新規信託分割しますので公告します。

なお、右の信託は、平成二十七年六月十九日付で、適用される法律を信託法（平成十八年法律第一〇八号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第一〇九号）の規定による改正後の法律にする合意をされた信託となりました。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託についての信託契約の当事者
当初委託者
東京都渋谷区東一丁目二番一九号
アクサグループライフ生命保険株式会社
委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
合同会社クイーン・キャピタル
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
三井住友信託銀行株式会社
二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等
従前の信託の年月日は、右記記載の契約締結日と同日です。
また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。
三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項
いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。
四、連絡先
東京都港区芝三丁目三三番一号
三井住友信託銀行株式会社
不動産カストディ部
電話番号　〇三－五二三二－三七三四

平成二十七年八月二十七日

受託者
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
三井住友信託銀行株式会社
営業所
東京都港区芝三丁目三三番一号
支配人　浅井　克幸

特定資本金の額の減少公告

当社は、特定資本金の額を金六億四千九百七十九万九千九百九十九円減少して、金一円とし、減少額の全額を損失のてん補に充てることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年九月二十九日であり、社員総会の決議は平成二十七年八月十九日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十一日
掲載頁　五十九頁（号外第二三二号）

平成二十七年八月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
ケーオーエム・ツー特定目的会社
代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五十一億四千二百五万円減少して、金〇円とし、減少額の全額を損失のてん補に充てることにいたしました。当該優先資本金の減少に伴い、発行済第一優先出資の全口数である十万二千八百四十一口を任意無償消却いたします。

効力発生日は平成二十七年九月二十九日であり、社員総会の決議は平成二十七年八月十九日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十一日
掲載頁　五十九頁（号外第二三二号）

平成二十七年八月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
ケーオーエム・ツー特定目的会社
代表取締役　粟国　正樹

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年八月十日掲載の岐阜家庭裁判所高山支部に係る平成二十七年（家）第四六六号相続権主張の催告中（原稿誤り）			一一二	一六二

平成27年2月28日　平成28年3月28日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　八月二十七日付第一九三号
二四ページ●同日付政府調達第一六二号二四ページ
発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一六四一円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）